

# 津市スポーツ少年団競技別交流大会補助金について

R3.4.1

## 補助金の性質

- この補助金は、種目毎に開催される市内スポーツ少年団全単位団を対象とした交流大会に対し本部より交付するものです。  
ただし、各種目とも年間2大会までを対象の上限とします。
- 一部の単位団のみで開催される大会、一部の単位団が参加対象から外されて開催される大会については対象となりません。  
※参加を呼び掛けたものの、諸事情により大会に参加できない単位団があるような場合は対象となります。

## 補助金の額

- 1大会当たりの補助金の上限を10万円とします。  
(大会にかかる経費が10万円を下回る場合は、申請金額が補助金の上限となります。)  
但し、金額に1千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。
- 収支は1大会ごとに精算することとします。
- 事務局で賞状を印刷した場合は、下記金額を差し引いて補助金を申請してください。

【印刷枚数】 100枚まで……5千円、100枚以上……1万円

## 補助金の交付

- 完了報告書及び添付書類を審査の上、適正と認定した場合に補助金を指定口座に振り込みます。

## 補助金申請

- 大会終了後、「津市スポーツ少年団競技別交流会完了報告書」に必要書類を添付し、提出することにより補助申請と見なします。
- 申請手続きは原則として、大会終了後1ヶ月以内に行うこととします。  
なお、期間内に提出できない場合は、理由を添えてその旨を事務局まで申し出てください。

## 申請に必要な書類

- 補助金申請に必要な書類は以下のとおりです。
  - ①完了報告書 … 所定の様式
  - ②大会要項 … 任意の様式
  - ③大会結果 … 任意の様式
  - ④収支決算書 … 任意の様式
  - ⑤支出に係る領収書 … 写しでも可  
※領収書のないものは、対象外として取り扱います。
  - ⑥請求書 … 所定の様式
  - ⑦委任状 … 振込先口座により提出の必要あり(所定の様式)
- 補助金の申請者は各種目代表の常任委員の名前としてください。
- 振込先が申請者の常任委員と異なる口座名義の場合は必ず委任状を提出してください。
- 領収書のあて先は「津市スポーツ少年団」または「津市スポーツ

少年団○○種目」等としてください。協会・連盟名や単位団名、  
個人名が宛先の領収書は対象となりませんのでご注意ください。

○旅費・謝金等についても領収書（明細表等も可）が必要です。